



国分寺市監委告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，平成25年度第1回定期監査等，平成25年度公の施設の指定管理者監査，平成26年度第1回定期監査及び財政援助団体監査，平成26年度第2回定期監査等の結果に基づく措置を講じた旨通知があったので，別紙のとおり公表する。

平成28年4月18日

国分寺市監査委員

森 末 暢 博

皆 川 りうこ



国総総収第 1181 号

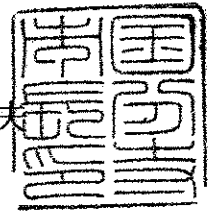
平成 28 年 3 月 31 日

国分寺市監査委員

森 末 暢 博 様

皆 川 りうこ 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



平成 25 年度第 1 回定期監査等の結果に基づく措置について (報告)

平成 26 年 1 月 17 日付け国監発第 35 号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

平成 25 年度第 1 回定期監査に基づく措置について (政策部)

1 予算執行について

- (1) 市報等配布委託（単価契約）の一部の受託事業者において不適切な配布実態があった。既に受託事業者には指導を行っているが、今後、同様のことが生じないように留意されたい。（総合情報課）

【措置内容】

指摘を受け、該当の受託事業者に対し、配付すべき場所に適正部数を配付し、その実数分を請求することを順守するよう指導しました。

- (2) 予算事務規則に規定の予算執行計画の決定が行われていなかった。この決定は市政運営上、重要な事項であり、早急に取り組まれない。（財政課）

【措置内容】

ご指摘を踏まえ、平成 26 年度予算から国分寺市予算事務規則第 11 条の規定に基づき、予算執行計画の決定を行っております。

平成 25 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について

(地域福祉課)

1 介護老人保健施設「すこやか」に設置の自動販売機について

介護老人保健施設「すこやか」に設置の自動販売機については、公有財産規則に規定の使用許可の申請なく、設置していた。また、所管課においても設置自体の把握をしていなかった。今後、適正な手続きを行うとともに、所管と協会の双方において連絡・確認体制の一層の強化を図り、同様のことが生じないように留意されたい。

(措置内容)

平成 25 年度の対応としては、協会から 12 月に行政財産使用申請を提出していただき、公有財産管理運用委員会において平成 25 年度分の行政財産使用許可の決定を受け、平成 25 年 4 月から 12 月分までの行政財産使用料 36,000 円（月額 4,000 円（月額 2,000 円/m））を納入していただきました。平成 26 年 1 月分からは、施設利用者等の利便性向上のため自動販売機を設置するものとし、営利目的ではないことから、指定管理に係る協定書に基づき、本業務の範囲として仕様書にその旨を明記しました。

また、平成 24 年度以前の分については、公債権の時効が適用されるまでの分として過去 5 年間に遡り、平成 20 年 12 月～平成 25 年 3 月分（52 箇月分）を上記使用料を用いて、使用料相当額として、208,000 円を納入していただきました。

なお、自動販売機の電気使用量は、以前より協会が負担しており、今後とも協会の負担とします。

2 介護老人保健施設「すこやか」における軽微な修繕料について

介護老人保健施設「すこやか」における軽微な修繕料を協会が支出していた。指定管理に係る協定書には、「甲（市）が自己の費用と責任において実施するものとする」と規定している。所管課と協会とで協議のうえ、必要な処置を講じられたい。

（措置内容）

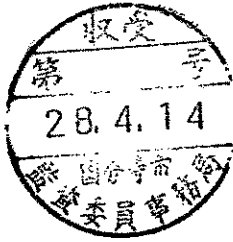
指定管理に係る協定書において、管理施設の修繕等のうち軽微なもの（1件当たり10,000円未満）については、あらかじめ市の承認を得た上で協会の費用と責任において実施するものとする旨の条文を追加し、市と協会の修繕等の範囲を明確にしました。今後は、この協定書に基づき、適正に対応していきます。

3 団体について

指名競争入札及び随意契約案件の契約手続が協会の契約事務規則に基づき行われていなかった。今後、同規則に基づいた契約手続となるよう、必要な処置を講じられたい。

（措置内容）

協会では、契約事務規則は、市と同様の内容となっていたため、協会の実態に合わせて、契約事務規則の改正を行いました。今後は、この規定に基づき、適正な契約手続を行っていくことを主管課として確認しています。



国総総収第 1394 号

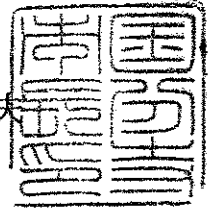
平成 28 年 3 月 31 日

国分寺市監査委員

森 末 暢 博 様

皆 川 りうこ 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



平成 25 年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づく措置に
ついて (報告)

平成26年 3 月 19 日付け国監発第42号で提出された監査の結果に基づき、別
紙のとおり措置を講じましたので報告します。

平成 25 年度第 2 回指定管理者監査の結果に関する報告書

【子育て支援課（現子ども子育て事業課）】

1 市が貸与する備品について

市が貸与する備品について、所在が不明な備品、また業務仕様書に示す貸与数量と相違している備品が見受けられた。この点については、指定管理者と市が相互に確認を経て備品の引き渡しを行っていなかったことが判明した。さらに、業務仕様書では、実績報告書の提出に合わせ、備品の管理状況の報告をすることになっているが、未報告であった。今後、適正な管理を徹底されたい。

(措置内容)

この度の指摘を受けて、速やかに備品整理を行い、備品登録上差異が生じない様に対応しました。今後も、備品の管理を適正に行い、事業報告書に合わせて、備品管理状況の報告も提出を徹底するよう改めました。

2 自主事業の実施について

指定管理者は申請に際して、8項目の自主事業を提案していたが、24年度はこの自主事業を実施していなかった。別途「地域懇談会」を自主事業として実施したとのことであるが、この件に関する事業計画書の提出や承諾書など、書面での詳細な協議はされていなかった。今後、自主事業の実施については、協定書に基づき適正に実施されたい。

(措置内容)

自主事業については、年度初めの事業計画に記載し、事業内容が分かる計画書を提出する旨、指示いたしました。また、新規自主事業につきましては、申請された協議依頼書を元に、指定管理事業者と協議し、事業内容

の精査を行うよう努めて参ります。

3 収支報告書について

事業計画書と実績報告書の収支に係る記載項目が一致しておらず、容易に比較、検証できないものとなっていた。今後、自主事業の実施については、協定書に基づき適切に実施されたい。

(措置内容)

収支に係わる記載項目は、事業計画書と実績報告書で一致するように指示いたしました。今後も、収支を容易に比較できるよう努めて参ります。

4 業務仕様書の基準について

第二光町学童保育所において、23年度に行うべきはずの消防設備保守点検が失念により未実施になったため24年度に行われていた。その結果、業務仕様書に示す業務基準の回数より多いものとなり、経費の支出増となっていた。今後、業務仕様書に定められた基準を遵守し、施設の安全管理に万全を期されたい。

(措置内容)

この度の指摘を受けて、指定管理事業者と再度協定書の業務委託に関して相互に確認しあい、該当年度に行うべき委託を適正に行うよう改めました。

5 保管表について

第二光町学童保育所及び第三泉町学童保育所において、業務仕様書に定める遺失物、拾得物の保管表が作成されていないことが、現地調査で判明した。遺失物等の引き渡しをする際や保護者等からの問い合わせの際に生

じること、また、後刻、大きな問題が生じる可能性もあるので、至急対応されたい。

(措置内容)

この度の指摘を受けて、速やかに遺失物、拾得物の保管表を作成いたしました。今後は、保管方法も踏まえトラブルを生じさせないように、適正な管理に努めて参ります。

6 業務仕様書の履行について

施設の機械警備について、業務仕様書に示す月一回の状況報告を受けていなかった。また、報告をする際の定められた様式も作成していなかった。業務仕様書の履行について徹底し施設の安全確保を図られたい。

(措置内容)

機械警備等の委託につきましては、委託業者からの報告書を遅滞なく提出するように指示し、報告の提出に漏れがないように、提出物一覧表を作成し市側でも管理し、より一層の施設の安全な維持管理に努めて参ります。

7 指定管理者の監督及び評価について

協定書等に明記された内容や事業計画書、実績報告書の内容について、所管の確認、点検、指導、監督が全体的に希薄であった。今後、運用指針に示されている指定管理者の監督及び評価を厳格に行うとともに、指定管理業務が効果的になされているか、市民サービスの向上が図られているか、また施設の安全管理が図られているかについて、具体的かつ十分な検証をされたい。

(措置内容)

モニタリングチェック等による施設巡回・点検及び、事業計画書・実績

報告書，利用者アンケートや保守点検報告書などを十分に精査・確認を行い，指定管理業務が適正な運営がなされているかを評価するとともに，必要に応じて，適宜指導・監督に努めて参ります。

平成 25 年度第 2 回指定管理者監査の結果に関する報告書

【道路管理課（現事業計画課）】

1 本町三丁目北臨時自転車駐車場について

(1) 共通事項(指定管理者・所管)

① 協定書には「指定管理費のうち、電気料及び上下水道料に過不足が生じた時は、市と指定管理者の協議によりその額を各年度の出納整理期間までに清算するものとする」となっている。事業報告書の当該経費においては、予算に対し実績が下回っている状況であったが、その清算手続きが行われていなかった。当該処理については、既に返還手続きをしているが、今後指定管理期間内において、同様のことが生じないように十分留意されたい。

(措置内容)

同様のことが生じないように十分注意します。

② 協定書には事業報告事項が示されているが、提案事業の実施状況が記載されていなかった。所管においては、事業報告書に基づき業務の実施状況の確認を行うことになっているが、報告のない状況では適切な実施状況の確認ができない。今後は双方において、協定書に基づく必要事項に関して遺漏なく対応されたい。

(措置内容)

今後は提案事業の実施状況についても確実に履行されているか事業報告書に記載の上、確認を行います。

③ 事業計画書と事業報告書の収支に係る記載事項が一致しておらず、容

易に比較、検証ができないものとなっていた。特に指定管理費の大半を占める人件費においては、その比較が解りにくいものであった。双方の収支が容易に比較できるよう、改善について協議されたい。

(措置内容)

今後は、事業計画書と事業報告書の収支に係る記載事項の統一化を図り、人件費については、統括責任者、管理員、準管理員等のそれぞれの内訳を明記し、容易に比較できるよう改善いたします。

(2) サイカパーキング株式会社

① 人件費・福利厚生費において、指定管理費に該当しない項目の経費が指定管理費から支出されていた。確認漏れによるものであるが、今後同様なことが生じないよう確認体制を徹底されたい。

(措置内容)

制度申請対象者（管理員）及び支払申請書取扱者へ内容説明と徹底をはかりました。

確認漏れチェックについては、申請書起案部所の責任者であるエリアマネージャー確認押印、本社においてはデータ処理部門である事務担当者及び部門長のダブルチェック体制とすることにより再発防止をはかります。

② 業務日誌に記載の勤務表と出勤簿の勤務時間が合致していなかった。調査において業務日誌の勤務時間に誤りがあったことが判明したが、今後は個々の社員の勤務シフトを十分確認するとともに、管理体制を一層強化されたい。

(措置内容)

場長などが業務日誌を先行して記入するだけとなっておりましたが、本人

が記入内容及び出勤勤務時間を確認し、押印する事により出勤簿と同一とするようにいたします。

また、勤務時間管理については、勤務シフト表（計画表）の事前チェック及び勤務時間管理表（実績表）により管理いたします。

(3) 道路管理課 (組織改正により事業計画課)

① 指定管理者から市に対して自主事業に係る事業計画書の提出はあったが、その承諾については文書により通知をしていなかった。今後は原議による決裁手続きを経て文書による通知をもって承諾とするよう注意されたい。

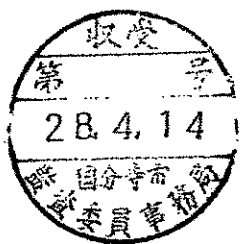
(措置内容)

承諾は文書によって通知するよう改善いたします。

② (1)の共通事項①及び②で記述したとおり、今回の当該監査において電気料及び上下水道料の清算処理が行われていなかったこと、事業報告書における報告内容の不備など、所管において協定内容を十分確認していれば、このような事態にはならなかった。今後は、協定内容を再点検し、同様なことが生じないように努められたい。

(措置内容)

今後は、協定の内容を十分確認したうえで、複数の職員が目視で詳細に業務の履行確認を行っていきます。



国政情収第 987 号

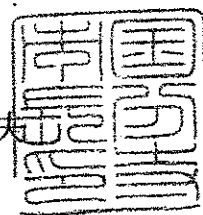
平成 28 年 3 月 31 日

国分寺市監査委員

森 末 暢 博 様

皆 川 りうこ 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



平成 26 年度第 1 回定期監査及び財政援助団体監査の結果に基づき
づく措置について (報告)

平成26年12月26日付け国監発第25号で提出された監査の結果に基づき、別
紙のとおり措置を講じましたので報告します。

平成 26 年度第 1 回定期監査に基づく措置について

(政策部・総務部)

1 文書管理について

各課のファイリング・システムの状況について随時調査等を行い、システムが適正に運営されるよう指導しなければならないと実施要綱に規定されているにも関わらず、ここ数年、その調査等が実施されていない状況であった。同要綱に基づき、各課のシステムの実態把握に努め、必要に応じ適切に指導されたい。(情報管理課)

【措置内容】

ご指摘を踏まえ、文書管理システムの運用と併せたファイリングシステムの実態把握に努め、運用の再検討を図りながら必要に応じて適切に指導していきます。

2 共用車の仕業前点検について

4 月分の共用車使用申込書兼指示書の仕業点検表を確認したが、そのうち約 30%が未記入の不備が見受けられた。安全運転の確保および事故を防止することに基づき適正に管理されたい。(契約管財課)

【措置内容】

以前は、共用車使用申込書兼指示書に「必ず点検する」とのゴム印を押し対応していましたが、指摘後の対応としまして車両を貸す際に口頭で仕業前後の点検を実施することを伝え、車両キー返却時に仕業点検表の記載があるかチェックすることで改め 100%の実施を目指しています。また、車両キー返却の際仕業点検表未記載であった場合は、仕業後の点検を直ちに実施しています。

3 契約事務について

当初予算措置のない旧職員確認システムに係るデータ消去業務を主管課で行うことのできる契約の修繕費で支出していた。今後は必要な手続きを経て、適正に執行されたい。(防災安全課)

【措置内容】

今後は、ご指摘いただいたことについて、適正な事務の執行を行うよう、改めます。

4 消防団における交付金管理について

市から交付している本団及び分団運営交付金(平成25年度分)について、金銭出納簿を確認したところ、その一部において不適切な会計処理が見受けられた。消防団に対し適切に指導するとともに、今後の会計処理については十分注意されたい。(防災安全課)

【措置内容】

消防団各分団に対し適切に会計処理を行うように改めて指導を行い、今後は適正な事務の執行を行うよう改めます。

平成 26 年度財政援助団体監査の結果に基づく措置について

(職員課)

1 団体について

給付金（弔慰金）支給の一部において、会員と親族との関係性を確認できる書類が添付されていなかった。今後は必要書類の提出を求め、給付規程にある親族であるかの確認をしたうえでの給付の決定をされたい。

【措置内容】

続柄を確認するために必要書類の提出を求め、提出されたものだけでは確認できない場合は、追加で書類提出をさせ、給付の決定を行うよう改善いたしました。



国政情収第 1408 号

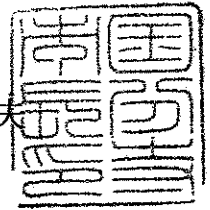
平成 28 年 3 月 31 日

国分寺市監査委員

森 末 暢 博 様

皆 川 りうこ 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



平成 26 年度第 2 回定期監査等の結果に基づく措置について (報告)

平成 27 年 3 月 26 日付け国監発第 32 号で提出された監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので報告します。

平成 26 年度第 2 回定期監査に基づく措置について (環境部・都市建設部)

1 清掃センター他運転管理等業務委託について

受託者からの残業報告書と勤務月報について不備が見受けられた。残業報告書に対する確認の徹底を図り適正に管理されたい。(ごみ対策課)

【措置内容】

残業した者の時間を名前が明記された勤務表に記入，残業報告書と勤務月報の確認を受託責任者と施設係職員とが二重チェックすることに改めました。

2 委託及び原材料購入の単価契約において

全て支出負担行為日が4月1日となっていた。基本的には、必要が生じた際に事業者が発注する日が支出負担行為日になるので、国分寺市支出負担行為手続き規則及び伝票起票の手引きに従い適切に処理されたい。

(道路と下水道課)

【措置内容】

国分寺市支出負担行為手続き規則及び伝票起票の手引きに従い、単価契約において発注日を支出負担行為日とすることに改めました。

平成 26 年度公の施設の指定管理者監査に基づく措置について

(協働コミュニティ課)

1 国分寺市立国分寺Lホール指定管理者の自主事業にかかる施設使用料の免除について

協定書第 46 条第 1 項に、「指定管理者の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。」となっているが、自主事業の実施において、A・Bホール及び付属設備の使用料を全額免除していた。使用料の免除に関しては、以前、所管と指定管理者とで協議し、所管の了承のもと免除に至った経緯とのことだが、今後、使用料の取扱について、双方で協議により適切な措置を講じるよう検討をされたい。

【措置内容】

標記の件について、指定管理者（公益社団法人 国分寺市シルバー人材センター）と自主事業に伴う使用料の納付について協議を行い。

平成 25 年度以前の自主事業については、市担当課の了解のもと使用料を免除して実施しており、平成 25 年度以前の使用料納付を求めるのは、経過を踏まえますと困難であるため、平成 26 年度の自主事業の使用料については納付するものとし、今後は使用料を納付して自主事業を実施するよう改めました。

また、この自主事業については、市民文化の向上と福祉の増進に寄与するため、市民を対象に参加費無料で実施していることから、国分寺Lホール条例第 8 条（使用料の減免）及び同施行規則第 7 条第 1 項第 5 号の規定により、当該Lホール使用料を「その他市長が特に認める事業 100 分の 30 減額」といたしました。

2 国分寺市立国分寺Lホールの管理施設の修繕及び管理備品の購入について

協定書第15条第2項に、「管理施設の修繕等のうち軽微なもの（1件当たり10,000円未満）については、あらかじめ市の承認を得た上で指定管理者の費用と責任において実施するものとする。」となっているが、年度末において、1万円を超える管理施設の修繕（ドア遮音修繕）を指定管理費で支出していた。

また、協定書第22条第3項に、「貸与備品等が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は市との協議により、必要に応じて市に費用で貸与備品に代わる備品等を購入又は調達するものとする。」となっているが、貸与備品（掃除機）の経年劣化に伴い、使用に支障をきたしたことから、指定管理費で備品を購入していた。これらについては、所管と指定管理者とにおいて協議し、指定管理者において支出等を行うこととなったが、原則、協定書の規定に基づき手続きをすべきであり、今後は注意されたい。

【措置内容】

協定の規定上、1万円以上の修繕については市の費用と責任において行うべきものであるため、指定管理者と再度協議し確認のうえ、今後は協定の規定のとおり実施するよう改めました。

貸与備品（掃除機）については、購入価格が2万円未満で購入していた。当時の担当に確認したところ、市では2万円未満の物品は消耗品費で購入しており、協定書に添付されている仕様書4頁「14 指定管理に係る経費」、「(2) 指定管理の対象経費」の「②事務費」で「消耗品（事務用品等）の購入費など。」と規定しているため、指定管理者が購入したとのことであった。しかし、協定書14頁「別紙2 管理物件」、「(2) 管理物品」の「(2)

備品等」の一覧表に掃除機1台が記載されており、管理物品の買替は市が行うべきであったと考えられるので、指定管理者と再度協議し確認のうえ、今後は協定の規定のとおり実施するよう改めました。

3 小口現金管理について

現地調査において小口現金を確認したが、その現金は本指定管理のものではなく、指定管理費を含む全体のものであった。協定書第47条には「経理の独立」が定められており、「指定管理者の他の会計から独立した経理を行わなければならない。」とある。小口現金を一業務ごとに管理することで、当該業務が明らかになることから、これらについて今後検討されたい。

【措置内容】

指定管理者に確認したところ、指定管理者において既に当該業務のみの小口現金管理を行う改善を行っている。

平成 26 年度公の施設の指定管理者監査に基づく措置について

(健康推進課)

国分寺市いきいきセンター

(1) 共通事項 (指定管理者・所管)

①自主事業に係る使用料の免除について

自主事業の実施に際し、指定管理者からの施設使用申請書の提出がないまま使用料が免除となっていた。明確な手続きを取るとともに、使用料の減免については適切な決裁手続きを取られたい。

(措置内容)

27 年度から、自主事業の実施に際し、指定管理者であるシルバー人材センターからいきいきセンター使用申請書兼使用料免除申請書を提出させ、使用及び使用料免除に関する承認を行うことに改めました。

(2) 健康推進課

①自主事業の承認について

協定書第 44 条第 2 項に、「指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して事業計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない。」と規定しているが、市において自主事業の承諾にかかる決裁手続き及び文書による承諾の通知がなされていなかった。今後は適切に手続きをされたい。

(措置内容)

27 年度から、指定管理者であるシルバー人材センターから、事前に自主事業の提案書を提出させ、市が承諾して通知書を送付することに改めました。

平成 26 年度行政監査に基づく措置について

(防災安全課)

1 防災備蓄品（食料品・資機材）の管理について

各倉庫別備蓄品別の受払簿を確認したところ、各倉庫の受払簿は備えてなく、各年度における納入及び廃棄リストのみであった。また、現地調査において防災安全課にて作成の備蓄品リストと現物とを確認したところ、その一部において数量が一致しなかった。今後は各倉庫に備蓄品リストを備え、搬出入の際は受払簿に記入し、定期的に棚卸しをするなど、適切な数量管理に努められたい。

【措置内容】

今後は、ご指摘いただいたことについて、リストの作成や掲示をするようにし、改善に努めてまいります。

2 衛星携帯電話の充電及び通信訓練について

衛星携帯電話の充電及び通信訓練の実施については、毎年4月に年間スケジュールを示すとともに関係課に依頼し、毎月の作業終了時に防災安全課に報告を「することになっているが、関係課からの報告一覧を見ると、一部において作業終了の報告がなされていないものが見られた。災害時の連絡手段を確保することは重要なことであり、未報告の場合は個別に連絡し、訓練終了の確認をする必要がある。今後は、関係課に一層の周知を図るとともに、未報告の所管がないよう確認の徹底をされたい。

【措置内容】

ご指摘の内容に沿い、未報告の施設や所管へ訓練参加への呼び掛けを強化し、改善を図ってまいります。

3 防災まちづくり推進地区への防災資機材等の助成について

国分寺市防災資機材等助成要綱の規定に基づく推進地区からの国分寺市防災資機材等助成申請書の提出及び市からの同助成要綱に既定の推進地区からの防災資機材等管理状況報告書の提出がなされていなかった。今後は適切な運用に努められたい。

【措置内容】

国分寺市防災資機材等助成申請書の提出においては、今年度中に全地区の申請書提出に向けて調整を行っています。また、防災資機材等管理状況報告書につきましては、平成26年度分より全地区から報告をしていただいております。